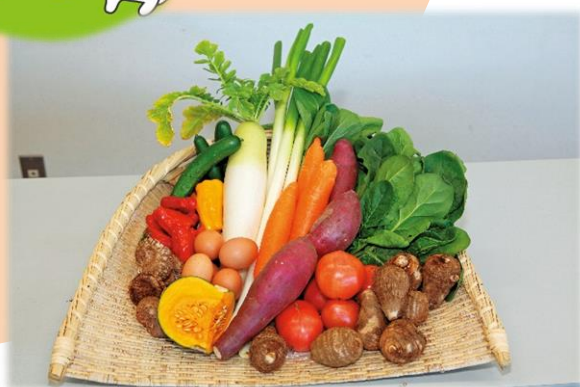


第3次匝瑳市食育推進計画



令和4年3月

匝 瑳 市

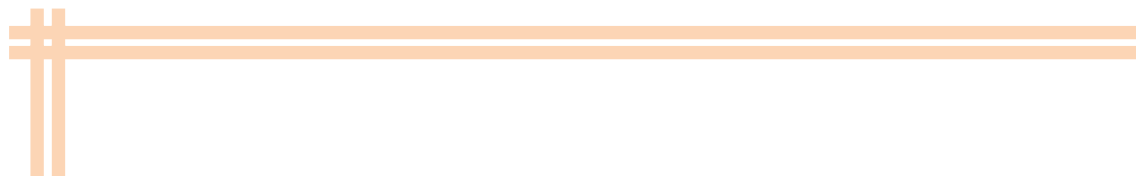
地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言

匝瑳市農業の活性化のためには、地場産農畜産物を市民に消費してもらうことが重要であり、生産者は新鮮で安全・安心かつ消費者ニーズに応えた農畜産物の供給により、消費の拡大を図る必要があります。

本市においては、生産者と消費者の信頼関係をつくりあげるため、農薬や化学肥料、抗生物質などの使用を抑えた、より安全な農畜産物の生産を推進します。

農業関連団体の連携による生産者と消費者の交流イベントや学校給食での地元食材の利用の推進など、これらの取り組みを活性化し、地産地消の実践が自給率の向上につながるとの認識のもと、ここに「地産地消・食の安全と自給率向上都市」を宣言します。

平成 18 年 6 月 2 日
匝瑳市告示第 109 号



あいさつ



市長写真

令和4年3月

匝瑳市長 宮内 康幸





目 次

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	5
4 計画策定の体制	5
5 匝瑳市における食をめぐる現状	5

第2章 意識調査結果

結果の概要	10
-------------	----

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	22
2 基本目標	23
3 施策の体系	24

第4章 施策の展開

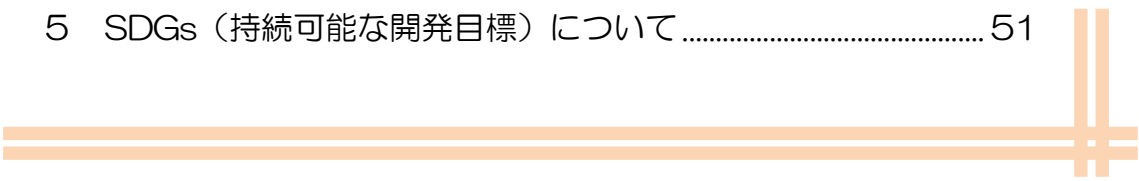
1 地産地消の推進	26
2 家庭・地域における食育の推進	28
3 学校等における食育の推進	30
4 食文化や郷土料理の伝承	32
5 「食」と健康に関する知識の普及	34

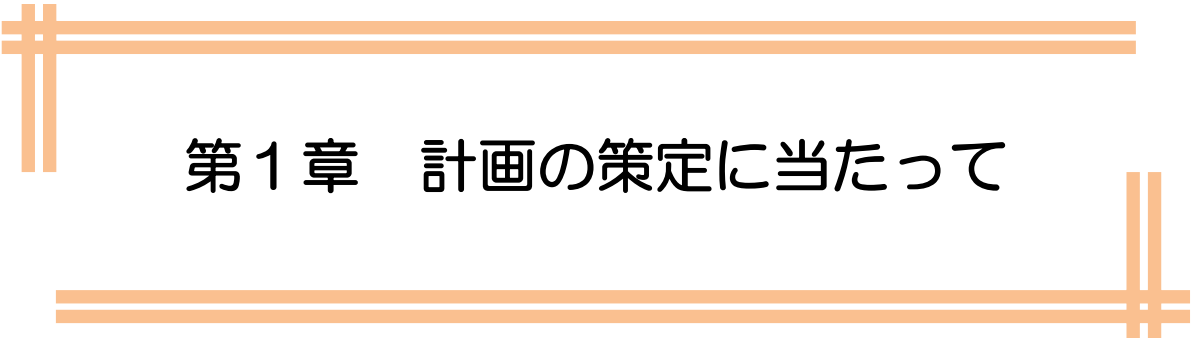
第5章 計画の推進

1 推進体制について	38
2 計画の進行管理と評価	38
3 第2次匝瑳市食育推進計画の数値目標の達成状況	39
4 数値目標	40

資 料 編

1 匝瑳市食育推進協議会	44
2 食育基本法の概要	47
3 第4次食育推進基本計画の概要	48
4 第4次千葉県食育推進計画の概要	50
5 SDGs（持続可能な開発目標）について	51





第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

食べることは、私たちが健康で幸せな生活をおくるために欠かすことのできない営みであり、それ自体が楽しみやコミュニケーションの重要な要素の1つでもあります。そして、食べることそのものが、私たちの心と体を健やかに、そして豊かに育んでいます。

しかし、昨今の社会経済構造の変化によるライフスタイルや価値観、ニーズの多様化は、私たちの食生活にも大きな変化をもたらしています。

毎日を忙しく、時間的にも精神的にもゆとりのない生活を送る人が増えるなか、朝食を食べない、おやつを食事代わりにする等の不規則な食事や栄養の偏りがみられ、「食」を大切にする意識が希薄になりつつあります。また、生産者と消費者の距離が拡大し、食品の安全性や食料自給率の低下、輸入依存といった問題も指摘されています。

さらには、高齢化社会に伴う健康寿命の延伸や環境に配慮した取組み、SDGs（持続可能な開発目標）の関心が世界的に高まっていることなどを背景に、「食」の持つ多様な役割はますます重要なものとなっています。

国では、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、平成17年7月に「食育基本法」を施行しました。この食育基本法に基づき、「食育推進基本計画」を策定し、令和3年3月には「第4次食育推進基本計画」が策定され、食育を国民運動として推進するとともに、地方公共団体における各種食育施策の展開を求めています。

本市では、平成18年6月に「地産地消・食の安全と自給率向上都市宣言」を行うとともに、食育の重要性が増しているなか、健全な食生活を実践できる人間を育むため、平成24年3月に「匝瑳市食育推進計画」、平成29年3月に「第2次匝瑳市食育推進計画」を策定し、食育の推進を行ってきました。「第2次匝瑳市食育推進計画」の策定から5年が経過したことから、この間の市民の食育に対する意識、行動や、社会情勢等の変化を踏まえ、今後5年間において食育を総合的、計画的に推進するため、同計画を見直した「第3次匝瑳市食育推進計画」（以下「本計画」といいます。）を策定するものとします。

～食育とは～

食育基本法の中で「食育」を下記のように位置づけています

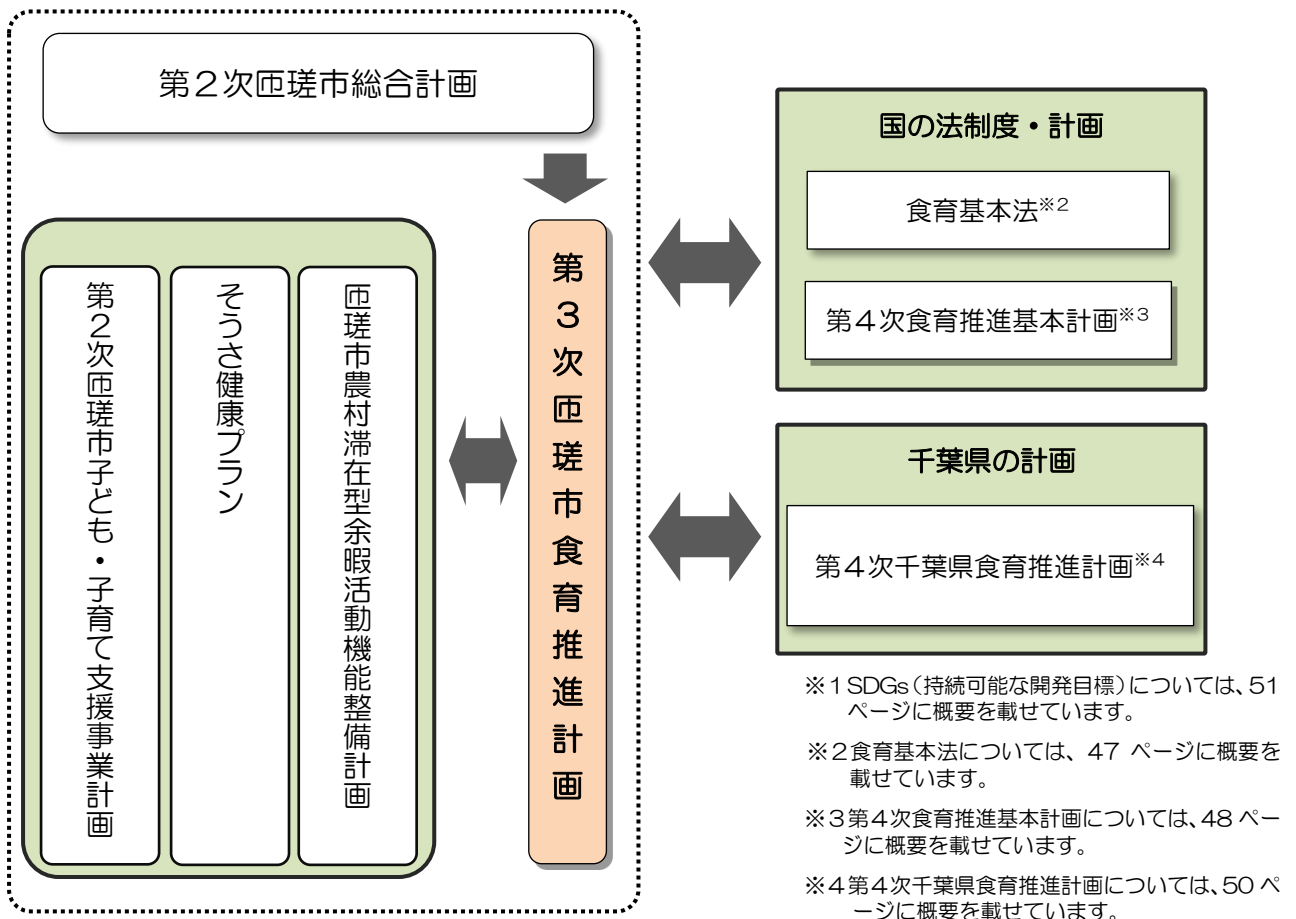
- 生きる上での基本であって知育・徳育・体育の基礎となるべきもの。
- 様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法第18条第1項に規定する「市町村食育推進計画」として、食育に関する基本的な事項について定めています。

策定に当たっては、国の食育推進基本計画、千葉県の食育推進計画、本市の最上位計画である第2次匝瑳市総合計画をはじめ、子どもと子育て家庭を支援する「第2次匝瑳市子ども・子育て支援事業計画」、市民の健康づくりを支援する「そうさ健康プラン」、農業体験・交流を推進する「匝瑳市農村滞在型余暇活動機能整備計画」など、関連計画との整合性を図り、本市の実情や特性を踏まえたものとしします。

併せて、SDGs^{※1}（持続可能な開発目標）などの新たな視点や時代の流れを考慮するものとしします。



3 計画期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第3次匝瑳市食育推進計画				

4 計画策定の体制

(1) 匝瑳市食育推進協議会の設置

本市における食育の推進に関する基本的事項を検討するとともに、総合的かつ計画的な食育の推進を図ることを目的に、各種関係機関・団体の代表等で構成する「匝瑳市食育推進協議会」を設置しています。

(2) パブリックコメントの実施

市民が計画策定に参画できる機会として、パブリックコメントを実施し、多種多様なニーズや意見等を把握・調整し、計画に反映しました。

5 匝瑳市における食をめぐる現状

(1) 概要

本市の農業は、海洋性の温暖な気候と肥沃な土地に恵まれ、土地利用型及び集約型農業が行われています。

水稻を中心にトマト、きゅうり、いちご等の施設野菜やねぎ等の露地野菜、酪農、肉牛、養豚、養鶏等が行われています。

漁業では、本市沿岸において、いわしを主として、さば、ぶり、はまぐり等が獲れます。

都市と農村の総合交流ターミナルである「ふれあいパーク八日市場」や、観光案内所・情報コーナーを併設する「そうさ観光物産センター匝りの里」では、地元産の新鮮な農産物や郷土料理等に出会うことができ、農業体験や消費者と生産者の交流イベントを通じて、ふるさとに根付いた「食」と「体験」を提供しています。

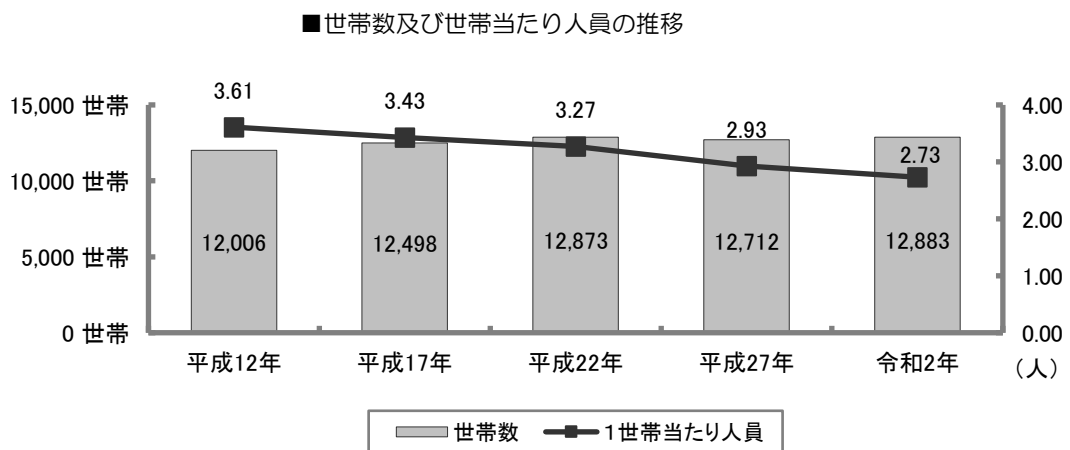
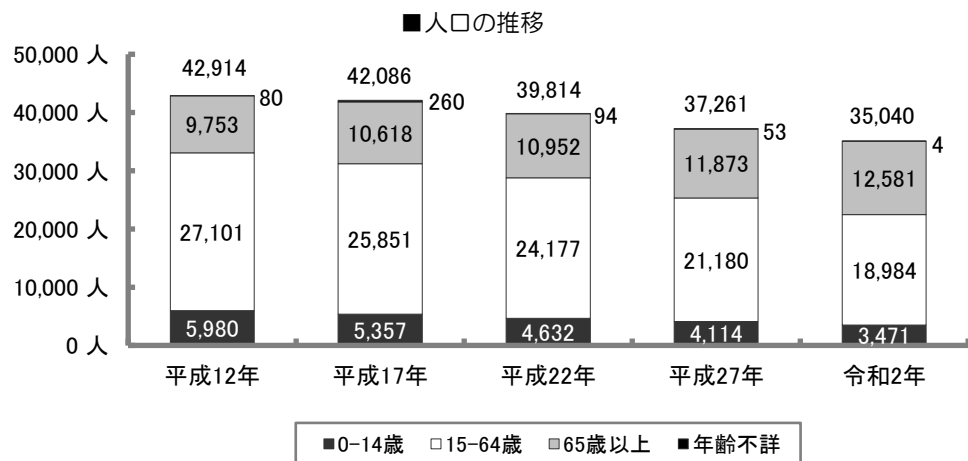
また、農業に興味や関心のある人に貸し出している市民農園では様々な野菜が作られ、栽培や収穫が楽しめるようになっています。

その他、食や農について知るためには、体験を通じた学びが重要であることから、市では農業体験・食育体験を推進しています。

さらに、地産地消の推進や、生産者と消費者の交流の場として、匝瑳市農業振興会朝市組合による毎週日曜日の「朝市」や、ちばみどり農業協同組合による「JAちばみどりそうさ飯倉台直売所」等において、地元産の野菜や農家手作りの加工品等が販売されています。

(2) 人口及び世帯数

国勢調査の結果による人口の推移をみると、本市の人口は平成7年をピークに減少に転じ、令和2年には35,040人となっています。年齢区分別では、65歳以上のみが増加しています。また、世帯数は増加しているものの、1世帯当たりの人員では減少が続き、令和2年には2.73人となっています。



(3) 農業に関する状況

2020年農林業センサスにおける本市の販売農家数は1,052戸で、前回の2015年調査と比べて411戸（28.1%）減少しています。

本市の千葉県内における耕地面積は6位であり、市内の主な農産物は、水稻、春ねぎ、秋冬ねぎ、冬春きゅうり、冬春トマト、夏秋トマトとなっています。

特産品は、手作り味噌や大浦ごぼう等12品目が挙げられ、郷土料理としては太巻き寿司、つみれ汁、落花生みそ等が挙げられます。

■農家数等（匝瑳市）

農家数		農業従事者数 ¹⁾		基幹的農業従事者数 ²⁾	
販売農家数 ³⁾	1,052 戸	男性	1,446 人	男性	885 人
自給的農家数 ⁴⁾	314 戸	女性	1,068 人	女性	532 人
総数	1,366 戸	合計	2,514 人	合計	1,417 人

資料：2020年農林業センサス

■耕地面積（千葉県内）

順位	市町村名	耕地面積（ha）	順位	市町村名	耕地面積（ha）
1	香取市	11,200	6	匝瑳市	5,160
2	成田市	6,520	7	印西市	4,140
3	旭市	6,300	8	千葉市	3,570
4	山武市	5,730	9	南房総市	3,470
5	市原市	5,390	10	いすみ市	3,460

資料：農林水産省 作物統計（令和2年）

■主な農産物（匝瑳市）

品目	作付面積（ha）	収穫量（t）	品目	作付面積（ha）	収穫量（t）
水稻	2,730	15,500	冬春きゅうり	5	700
春ねぎ	7	252	冬春トマト	10	720
秋冬ねぎ	35	980	夏秋トマト	10	250

資料：令和2年産農林水産関係市町村別統計（水稻）

令和元年産農林水産関係市町村別統計（ねぎ、きゅうり、トマト）

¹⁾ 農業従事者数：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者。

²⁾ 基幹的農業従事者数：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者。

³⁾ 販売農家数：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家の数。

⁴⁾ 自給的農家数：経営耕地面積が30a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家の数。

■市の特産品・郷土料理

特産品			郷土料理	
米	棒もち（性学もち）	手作り味噌	太巻き寿司	つみれ汁
大浦ごぼう	赤ピーマン	ねぎ	落花生みそ	あじのなめろう
いちご	千葉若潮牛	はまぐり	海草	いわしのごま漬け
ながらみ（貝）	初夢（漬け）	落花煎餅		

食育アルバム

**ふれあいパーク八日市場**

都市と農村の総合交流ターミナルとして開設され、匝瑳市の農特産物である米・野菜・農産物加工品、植木の展示・即売や郷土料理レストランの運営、情報発信を行っています。

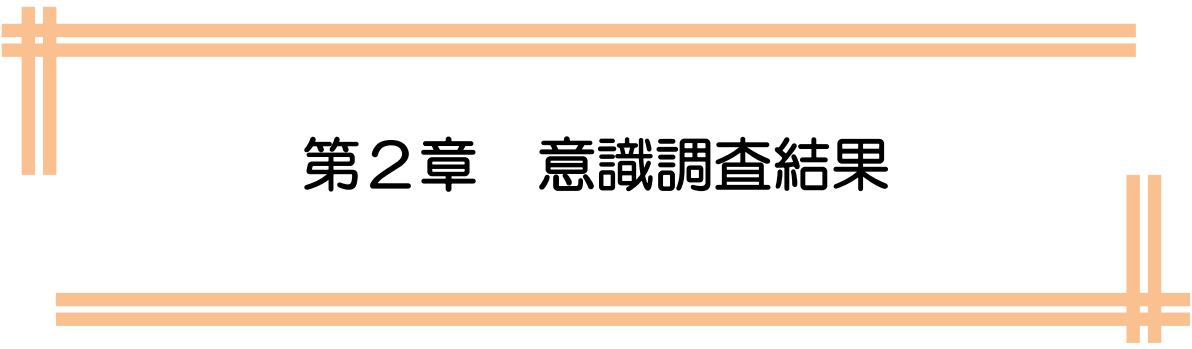
地元産の新鮮な農産物や懐かしい故郷の味に出会える直売所であるほか、新米まつりやさつまいも掘り体験、里山ハイキング等、交流・体験イベントを行い、消費者と生産者との交流を行っています。

**そうさ観光物産センター 匠の里**

市内の散策スポット等の見どころを紹介する観光情報コーナーと、新鮮な地元産野菜や加工品などの特産品を扱う物産販売コーナーがあります。

敷地内のイベント広場では、時期に合わせたお楽しみイベントを随時開催しています。

また、匝瑳産米を使った太巻き寿司、お弁当等もあるほか、軽食コーナーで休憩もできます。



第2章 意識調査結果

結果の概要

本市の食に関する実情を把握し、本計画の策定に当たっての基礎資料を得るため、令和3年7月に、16歳以上の市民を対象に「食育推進計画策定のための調査」、小中学生を対象に「食育に関するアンケート」を行いました。

調査対象者

一般

○調査対象者 市内在住の16歳以上の男女1,000人を無作為抽出

○調査方法 郵送配布、郵送回収

小中学生

○調査対象者 市内小中学校13校のうち、小学5年生254人、中学2年生276人

○調査方法 集合調査⁵⁾

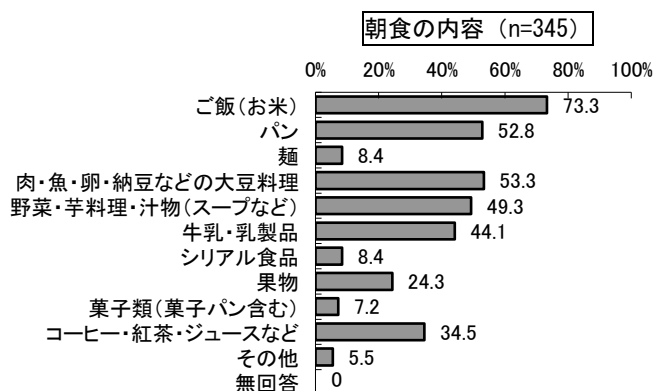
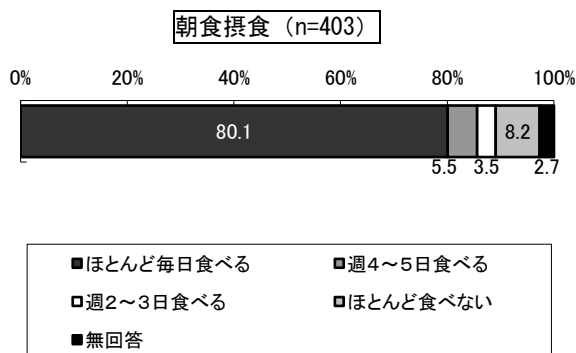
回収結果

	配布数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
一般	1,000	403	40.3%	403	40.3%
小学5年生	254	248	97.6%	248	97.6%
中学2年生	276	273	98.9%	273	98.9%

1 一般

【朝食について】

朝食をほとんど毎日食べている割合は80.1%で、摂食の内容は、主食(ご飯)が73.3%、主菜(肉・魚・卵・納豆等の大豆料理)が53.3%、副菜(野菜・芋料理・たっぷりの汁物)が49.3%となっています。



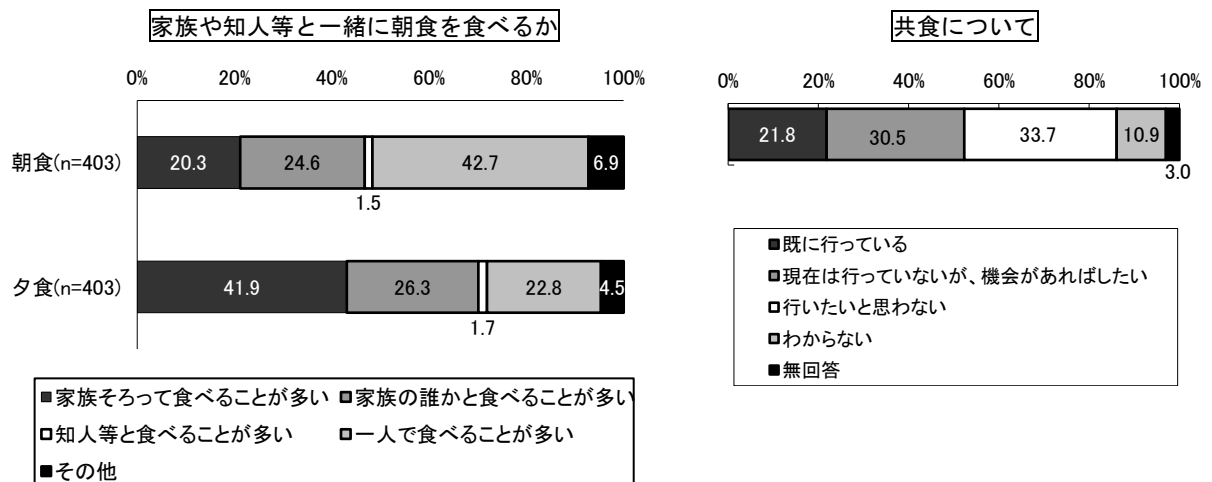
⁵⁾ 集合調査：多数の対象者をあらかじめ設置した調査会場に集めて、データを収集する手法。

【共食及び孤食の状況について】

食事を一人で摂ることを、「孤食」と言い、誰かと一緒に食事を摂ることを「共食」と言いますが、孤食は食事への関心が薄れ、不規則な食事や、コミュニケーション機会が減少する原因と言われています。

朝食を「一人で食べることが多い」のは、42.7%、夕食を「一人で食べることが多い」のは、22.8%となっています。

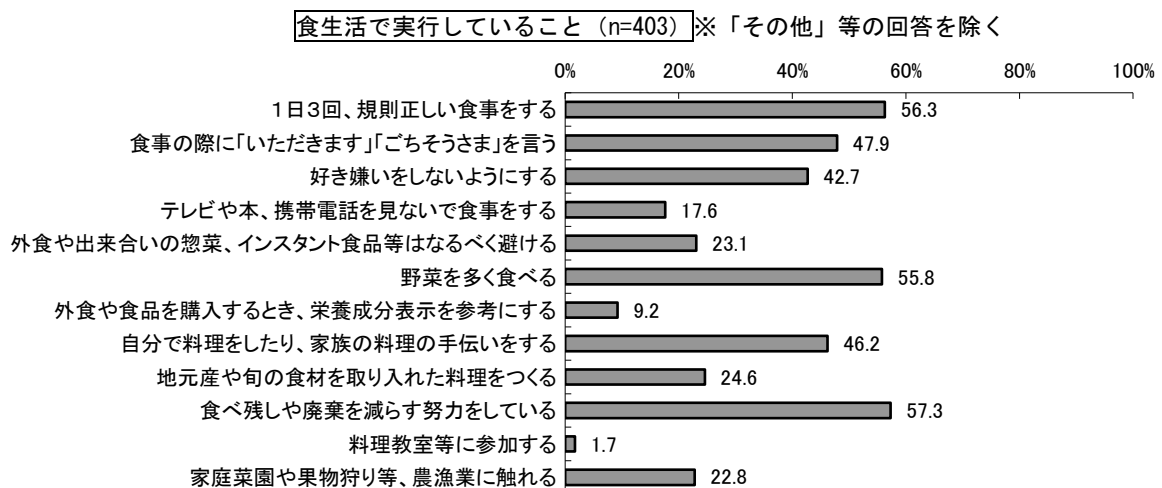
また、地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）での食事を「既に行っている」、「現在は行っていないが、機会があればしたい」割合は、あわせて52.3%となっています。



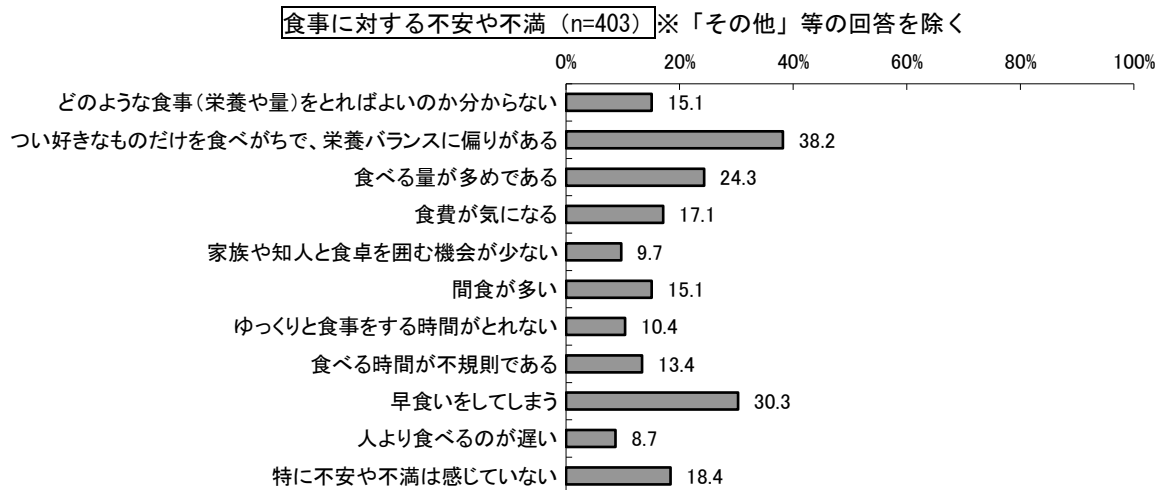
【食生活で行っていることや自身の食事について】

食生活で実行されている割合が高いものとしては、「食べ残しや廃棄を減らす努力をしている（57.3%）」、「1日3回、規則正しい食事をする（56.3%）」、「野菜を多く食べる（55.8%）」となっています。

割合が低いものをみると、「料理教室等に参加する（1.7%）」、「外食や食品を購入するとき、栄養成分表示を参考にする（9.2%）」「テレビや本、携帯電話を見ないで食事をする（17.6%）」となっています。

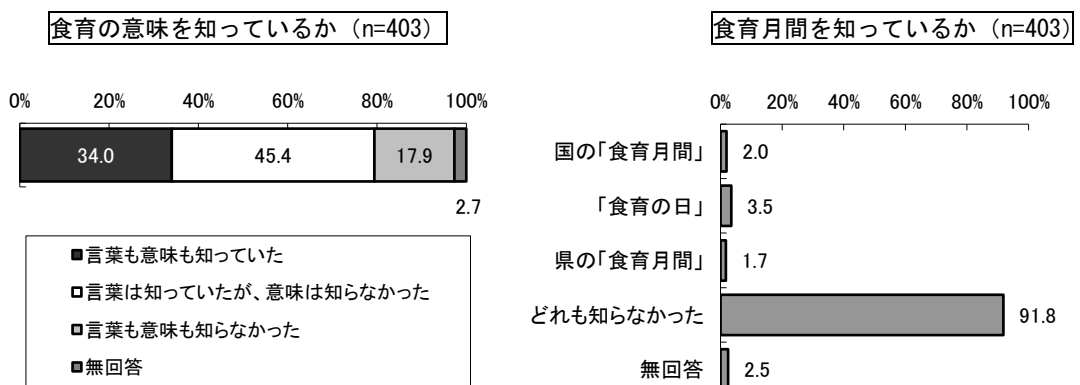


一方で、自分の食事や食卓に対しては、「つい好きなものだけを食べがちで、栄養バランスに偏りがある（38.2%）」、「早食いをしてしまう（30.3%）」、「食べる量が多めである（24.3%）」となっています。



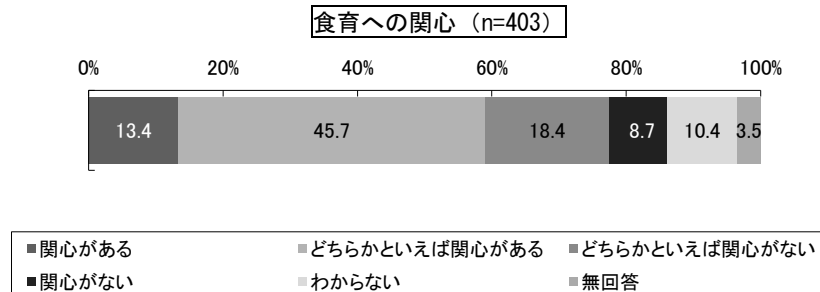
【食育について】

「食育」という言葉の意味については、63.3%が「知らなかった」と回答しており、「食育月間」についてもほとんど知られていません。

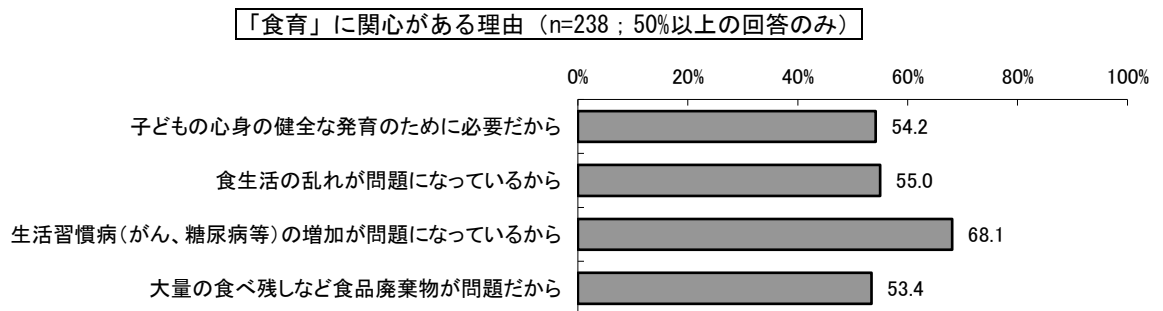


【食育への関心について】

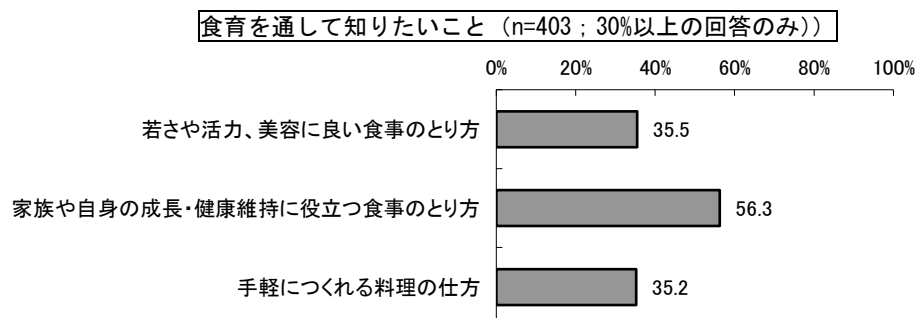
食育に関心があると回答した割合は「関心がある（13.4%）」、「どちらかといえば関心がある（45.7%）」をあわせて、59.1%が「関心がある」となっています。



食育に関心がある理由については、「生活習慣病（がん、糖尿病等）の増加が問題になっているから（68.1%）」、「食生活の乱れが問題になっているから（55.0%）」、「子どもの心身の健全な発育のために必要だから（54.2%）」の割合が5割を超えており、健康と関連した項目が高くなっています。また、「大量の食べ残しなど食品廃棄物が問題だから」の割合が53.4%となっており、食品ロスへの意識が高まっています。



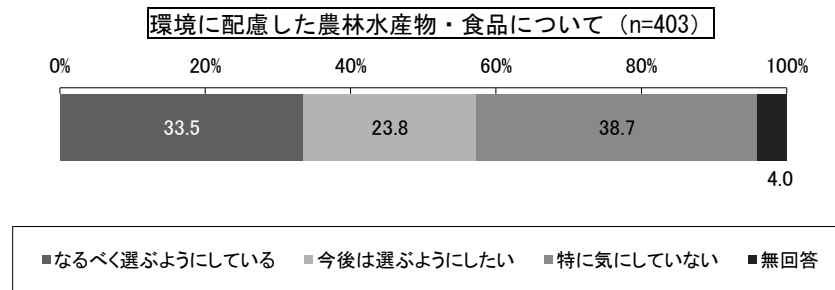
食育を通してどのようなことを知りたいかの割合は、「家族や自身の成長・健康維持に役立つ食事のとり方」が56.3%となっています。



【環境への影響について】

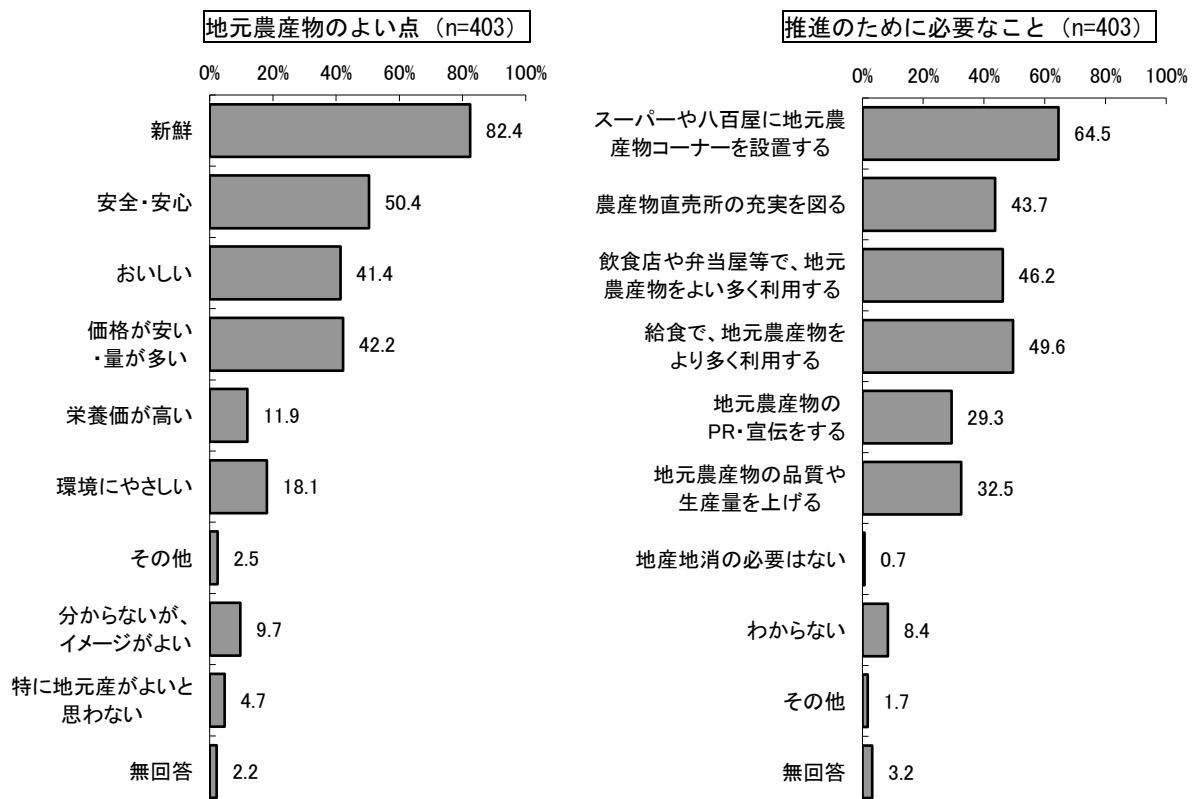
「食」が環境に与える負荷を低減させるため、化学農薬・肥料の使用を避けることを基本とした有機農産物や過剰包装でなくゴミが少ない商品など選ぶことが想定されます。

「環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶようにしている」割合は、「なるべく選ぶようにしている（33.5%）」、「現在は実践していないが、今後は選ぶようにしたい（23.8%）」となっています。



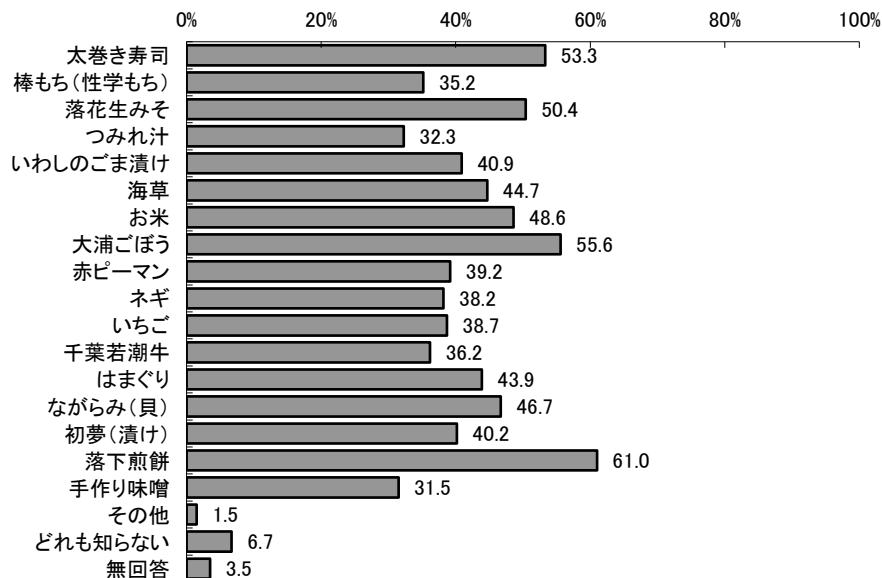
【地産地消及び地域における食育について】

地元農産物（市内産や県内産）のよい点として、「新鮮」の割合が82.4%となっています。また、地産地消を進めていく上で必要だと思うことは、「スーパーや八百屋に地元農産物コーナーを設置する」の割合が64.5%となっています。



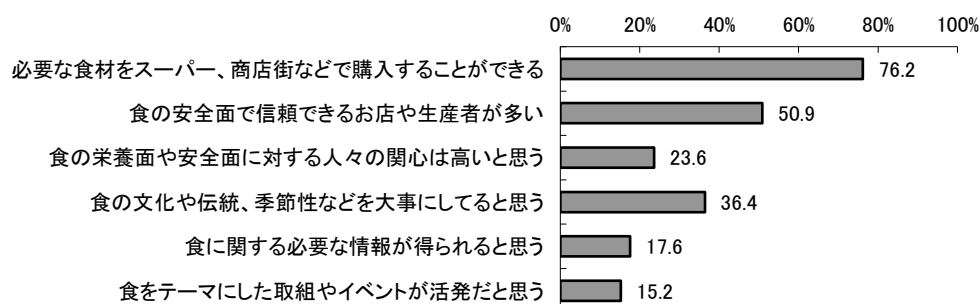
匝瑳市の郷土料理や特産品について「知っている」割合は、「落下煎餅（61.0%）」、「大浦ごぼう（55.6%）」、「太巻き寿司（53.3%）」、「落花生みそ（50.4%）」の品目が5割を超えています。

匝瑳市の郷土料理や特産品の認知（n=403）



「食」に関して、匝瑳市に「当てはまるもの」及び「どちらかといえば当てはまる」割合は、「必要な食材をスーパー、商店街などで購入することができる」が 76.2%、「食の安全面で信頼できるお店や生産者が多い」が 50.9%となっています。

本市の「食」について（n=403）

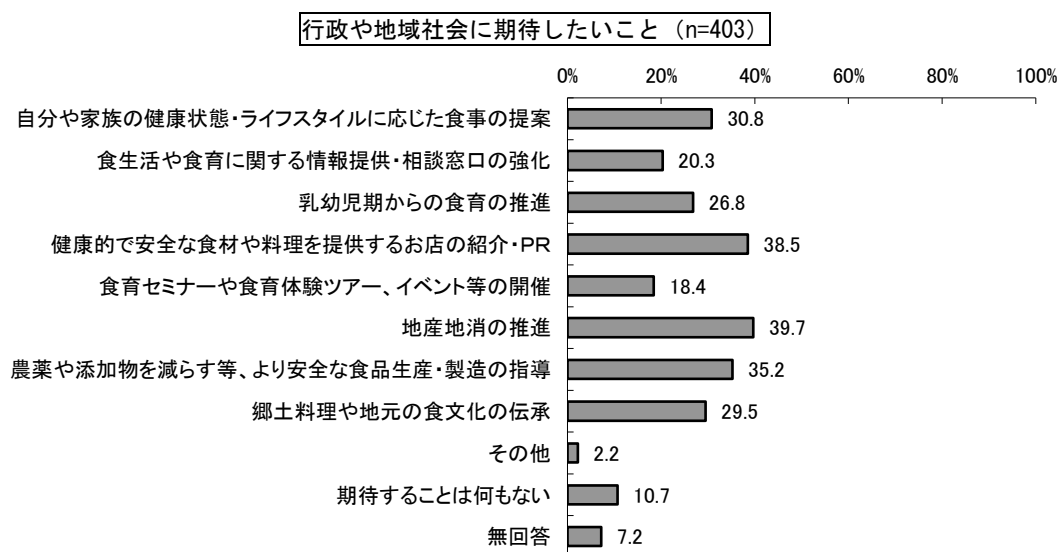


【食育推進に当たり行政や地域社会に期待したいことについて】

食育を進めるに当たって、行政や地域社会に期待したいことについては、「地産地消の推進」が39.7%、「健康的で安全な食材や料理を提供するお店の紹介・PR」が38.5%、「農薬や添加物を減らす等、より安全な食品生産・製造の指導」が35.2%となっています。

地元特産品の周知をはじめ、生産者の声を交えた食材や料理の紹介、学校等での地元農水産物の利用等、様々な工夫を凝らした施策が望まれます。

また、食の安全性など、「食」への情報に対してのニーズがあり、各種情報の提供や共有が重要です。

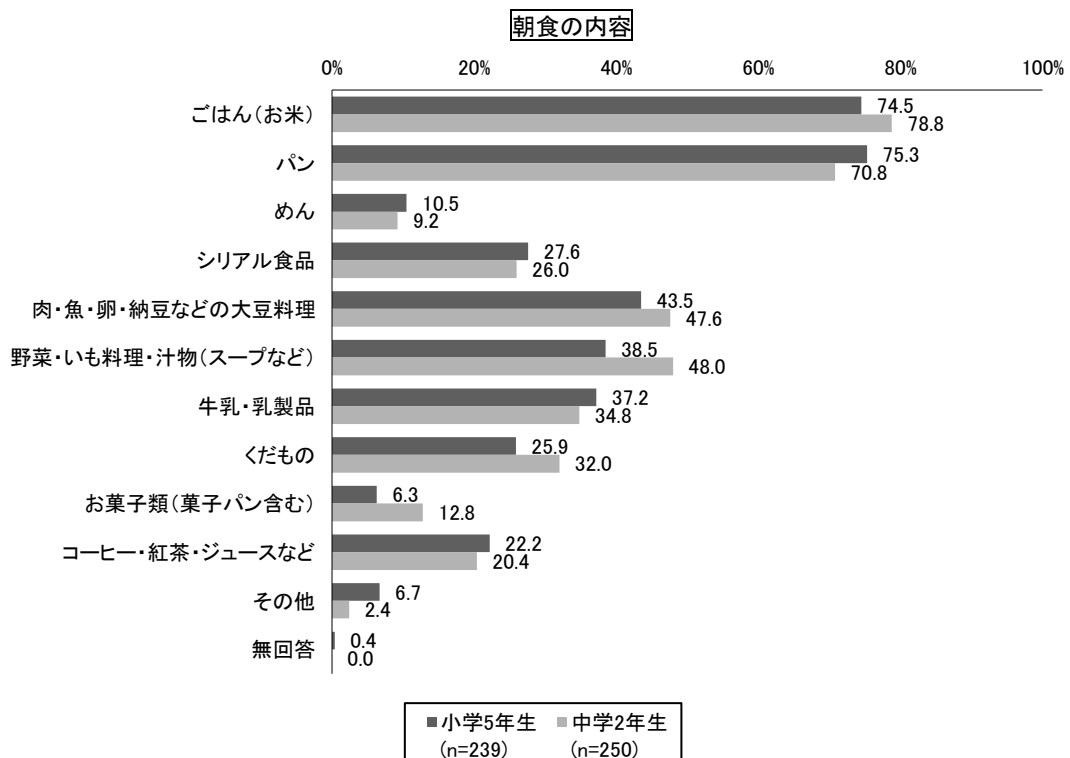
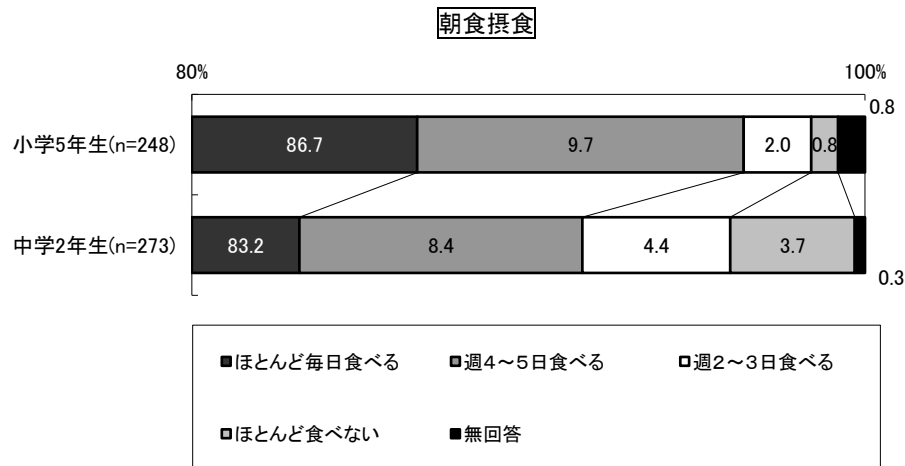


2 小中学生

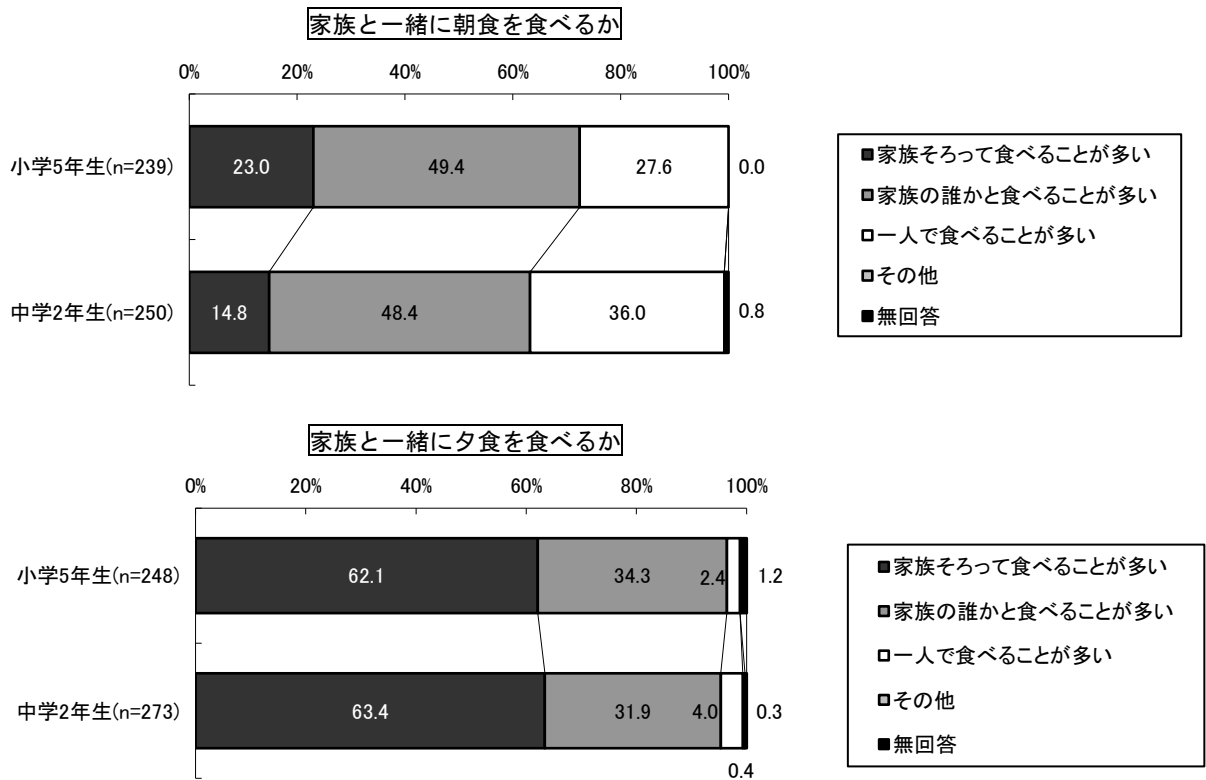
【朝食及び共食の状況について】

小学5年生で86.7%、中学2年生で83.2%が、朝食をほとんど毎日食べています。

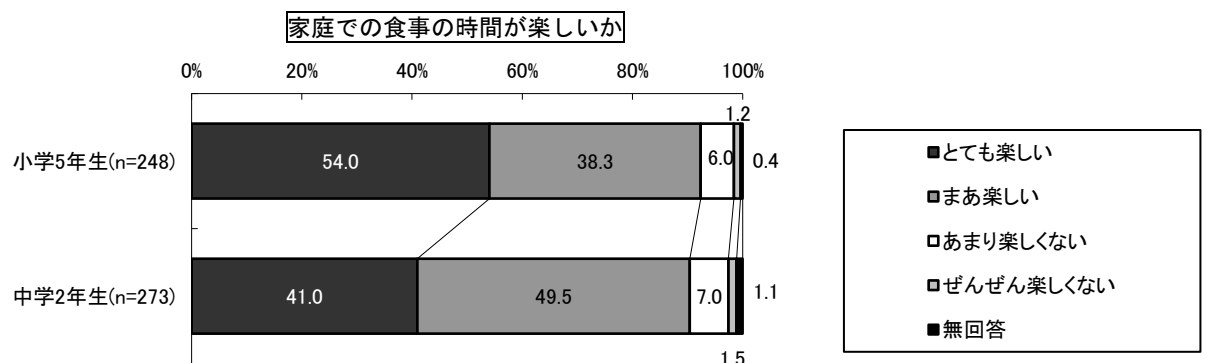
摂食の内容は、主食（ご飯）が、小学5年生で74.5%、中学2年生で78.8%、主菜（肉・魚・卵・納豆等の大豆料理）が、小学5年生で43.5%、中学2年生で47.6%、副菜（野菜・芋料理・汁物（スープなど））が、小学5年生で38.5%、中学2年生で48.0%となっています。

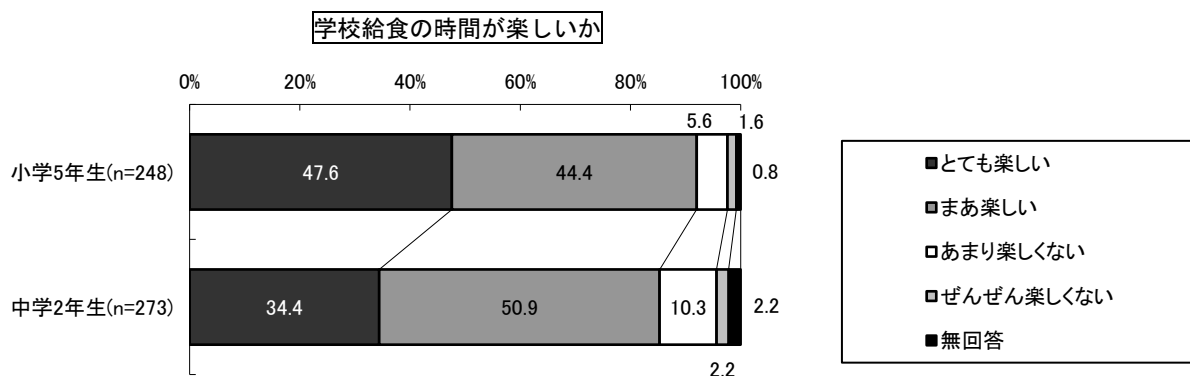


一方で、朝食を「一人で食べることが多い」のは、小学5年生で27.6%、中学2年生で36.0%となっており、夕食を「一人で食べることが多い」のは、小学5年生で2.4%、中学2年生で4.0%となっています。小中学生についても、「孤食」の解消に向けた取組が必要です。



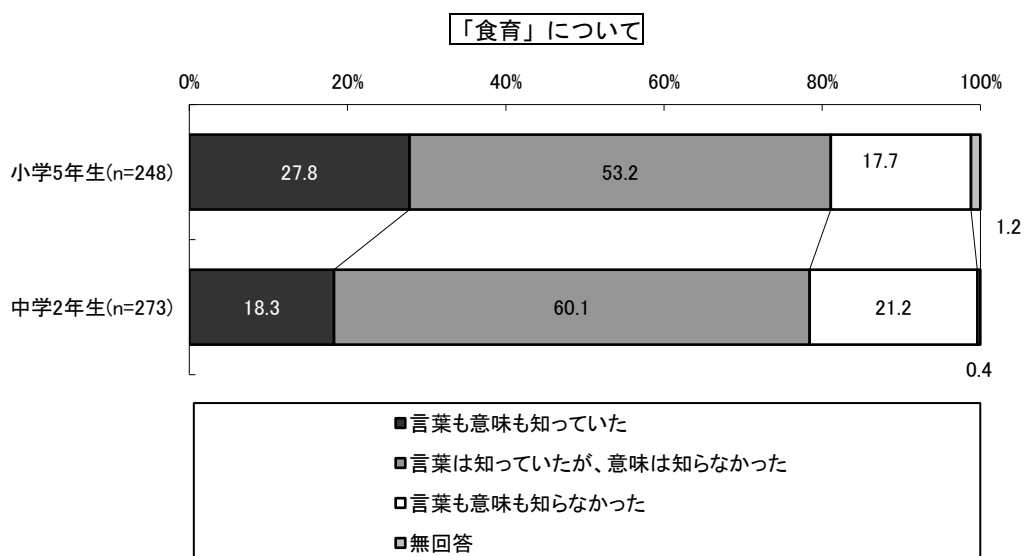
また、家庭での食事の時間について、「とても楽しい」、「まあ楽しい」割合は、小学5年生で92.3%、中学2年生で90.5%となっており、学校給食の時間について、「とても楽しい」、「まあ楽しい」割合は、小学5年生で92.0%、中学2年生で85.3%となっています。





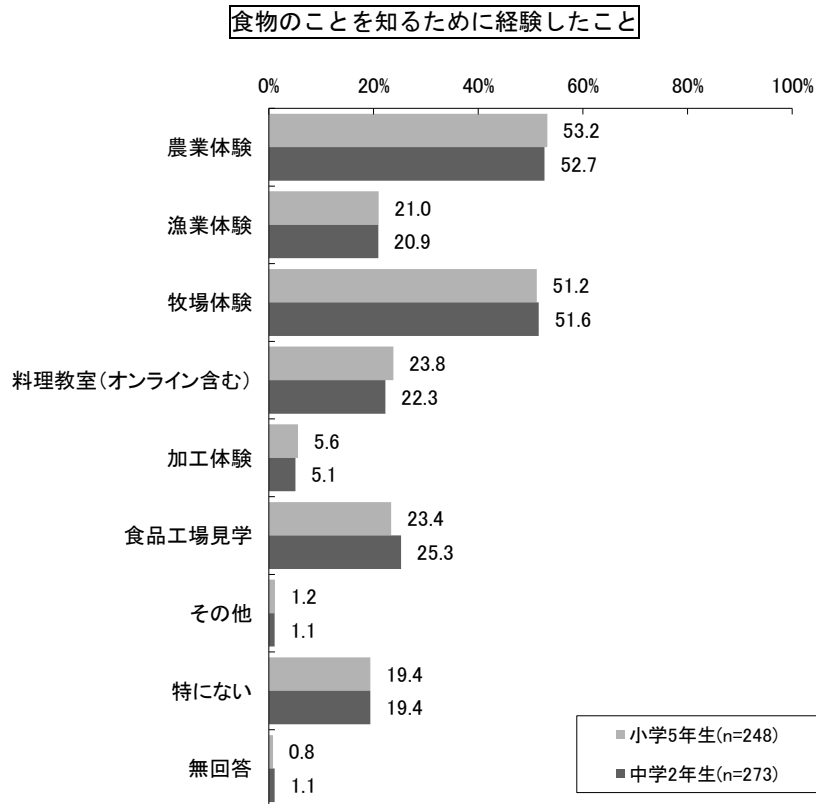
【食育について】

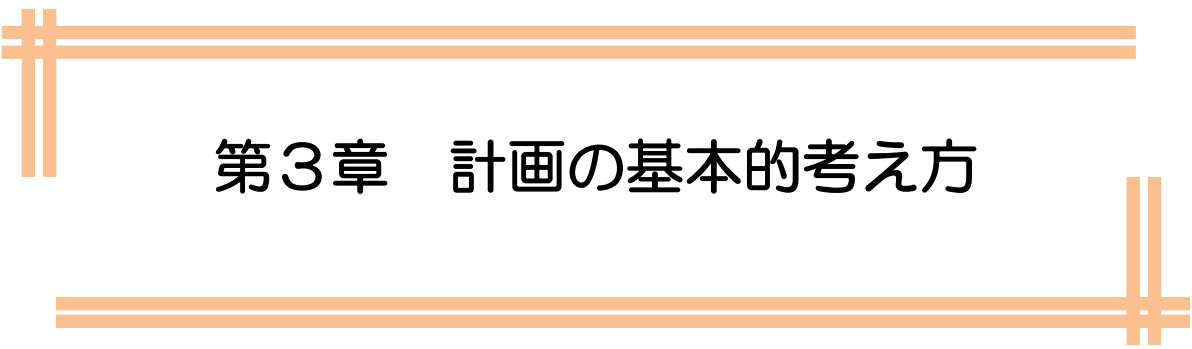
「食育」という言葉の意味については、小学5年生で70.9%、中学2年生で81.3%が「知らなかった」と回答しており、割合が高くなっています。



食物のことを知るために、これまでやったこと（経験したこと）について、農業体験が最も多く、小学5年生で 53.2%、中学2年生で 52.7%となっています。次いで、牧場体験が、小学5年生で 51.2%、中学2年生で 51.6%となっています。

子どもに対する様々な体験の機会の提供について、さらに検討することが重要です。





第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

本市では、食育の推進を通じて、子どもから大人まで、市民一人ひとりが、心身ともに健康で豊かな人間性を育み、自然を感じながら、「農⁶⁾」に根ざした暮らしができるよう、以下のように基本理念を定めます。

市民一人ひとりが、心豊かに幸せな暮らしを営むため、
自然を感じ、共に生き、自然の恵みに感謝することを通し、
「農」に根ざした、健康でゆるぎない暮らしができる心身を育む



⁶⁾ 農：本計画で言う「農」とは、農業、漁業、畜産業、加工業等の生業のほか、農業を生業としない体験や学習等、幅広い意味を含んでいます。

2 基本目標

本市では、食育の推進に当たって、3つの基本目標を設定します。

目標1 「食」を支える「農」を理解する

わたしたちが毎日、口にしている食事の多くは、「農」があってはじめて成立するものです。

自分自身の「食」を見直すためにも、「農」に関わる人々の食への愛情や努力を理解し、「農」についての理解を深めていきます。

目標2 体験を通して「食」を理解する

農業体験や漁業体験等の生産体験、農水産物等を加工する加工体験等、身近な場所で様々な体験ができる環境を活用し、体験を通して、「食」に関する正しい知識を身に付け、健全な食生活を自ら実践できるようにします。

目標3 「食」から郷土を見つめ、郷土を愛する

特産品や郷土料理等、市を代表する「食」がいくつもあり、それらの「食」は郷土と密接に結びつきます。

「食」を通じて郷土への理解を深め、郷土を離れても愛情を持ち続けることができるようにします。

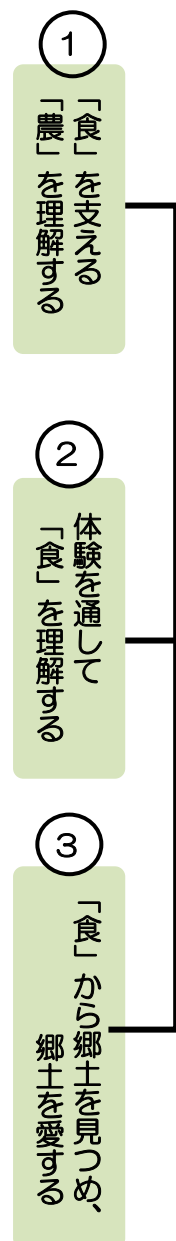
3 施策の体系

食育を総合的・計画的に推進するため、市と関係者及び市民一人ひとりが連携しながら取り組んでいきます。

【基本理念】

市民一人ひとりが、心豊かに幸せな暮らしを営むため、
自然を感じ、共に生き、自然の恵みに感謝することを通し、
「農」に根ざした、健康でゆるぎない暮らしができる心身を育む

●基本目標



●基本施策

1 地産地消の推進

- (1) 市内農水産物の給食施設での利用促進
- (2) 生産者と消費者との交流と農業・漁業体験の促進
- (3) 市内農水産物への理解の促進
- (4) 市内農水産物の提供・消費の促進



2 家庭・地域における食育の推進

- (1) 地域における食育の実践
- (2) 食育推進のための人材の育成支援
- (3) 生産者や事業者との連携
- (4) 環境を意識した食生活の推進



3 学校等における食育の推進

- (1) 学校給食を通じた食育の充実
- (2) 農業体験・漁業体験の促進
- (3) 開かれた給食の促進
- (4) 教職員をサポートする体制の整備



4 食文化や郷土料理の伝承

- (1) 季節の移り変わりを感じる「食」の伝承
- (2) 地元農水産物を活かした料理や郷土料理の普及と実習
- (3) 匠型食生活の実践
- (4) 農水産物に関する情報の提供

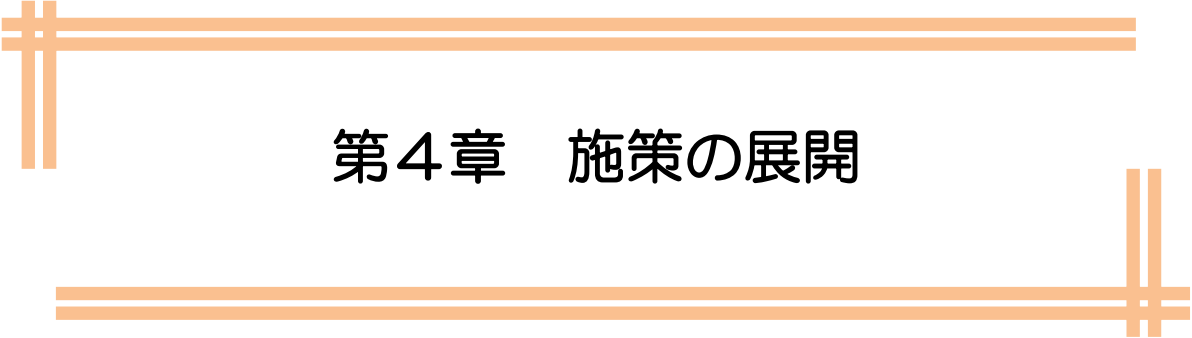


5 「食」と健康に関する知識の普及

- (1) 正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進
- (2) 健康管理のための「食」の推進
- (3) 食品の安全性や栄養に関する情報の提供



「17.パートナーシップで目標を達成しよう」は、すべての施策に共通する目標です。
※SDGs（持続可能な開発目標）については、50 ページに概要を載せています。



第4章 施策の展開

▼施策の展開

(1) 給食施設での地元農水産物の利用促進

施策の内容	担当課
市内給食施設で、米や野菜といった地元農水産物の利用を促進します。 【関連する主な事業】 ・学校給食センター維持管理事業	○福祉課 ○学校教育課 ○市民病院

(2) 生産者と消費者との交流と農業体験や漁業体験の促進

施策の内容	担当課
生産者と消費者の交流を促進し、市民の農業に対する理解と関心を高めるため、農業まつり等のイベントや農業体験等を通じてコミュニケーションが図れるよう支援します。 【関連する主な事業】 ・生産者と消費者の交流促進 ・匝瑳市農業振興会助成事業 ・市民まつり事業	○産業振興課

(3) 市内農水産物への理解の促進

施策の内容	担当課
匝瑳市産農産物の認知度を高めるため、広報紙やホームページ等を通じて情報提供を行います。 【関連する主な事業】 ・「広報そうさ」への掲載 ・ホームページの充実	○産業振興課 ○関係各課

(4) 市内農水産物の提供・消費の促進

施策の内容	担当課
ふれあいパーク八日市場や匝りの里、各直売所等を通じて情報提供を積極的に行い、市内農水産物の消費を促進します。また、郷土料理やレシピ等についても情報提供を行い、地域に根ざした食を推進します。 【関連する主な事業】 ・地産地消の推進 ・「広報そうさ」への掲載 ・匝瑳の逸品選定事業	○産業振興課

直売所の紹介



食育コラム

地元農水産物の直売は、ふれあいパーク八日市場や匝りの里のほか、JA ちばみどり飯倉台直売所、毎週日曜日に開かれる朝市等で行われています。新鮮な野菜等を求め、多くの人でにぎわっており、生産者との交流を図っています。

2 家庭・地域における食育の推進

▼現状と課題

家庭での食事は、日常生活の基盤であり、幼い頃からの食生活や「食」に対する姿勢は、その後の「食」に関わるあらゆることに影響します。

アンケート調査によると、家族と一緒に朝食を摂る回答は約4割、夕食を摂る回答は約7割となっています。

一方で、近年は、単独世帯、ひとり親世帯など、様々な家庭環境や生活の多様化により、家族との共食が難しい状況も増えてきている中で、地域や所属するコミュニティ等を通じて、様々な人と共食する機会を持つことも重要と考えられます。

アンケート調査によると、約5割の方が、住んでいる地域や所属するコミュニティ（職場等を含む）で共食をしたいと回答しています。

また、最近ではまだ食べられるのに捨てられてしまう「食品ロス」が問題となっています。食育を通じて人と人、人と食の繋がりを取り戻し、「もったいない意識」や食に対する感謝の気持ちを高める必要があります。

さらに、約6割の方は、食品を購入するときに、環境に配慮した農水産物・食品を選んでいたり、選ぶようにしたいと考えています。環境に配慮した食生活は、SDGsにも関わりがあり、これからの食生活として適応していく必要があります。

▼具体的な行動として...

- 家族や仲間と楽しく食事するよう心がけましょう。
- 家庭でもお子さんが小さいうちから食育をすすめましょう。
- 地域で開催される食育の事業・イベントに参加しましょう。
- 食育ボランティアなど、食育活動をサポートする活動に参加しましょう。
- 地元農水産物が、地域でより多く消費されるよう、みんなで取り組みましょう。
- 「量や期限を考慮した計画的な買い物」や「食べ残しをしない」を心がけましょう。
- 「食」から出る調理くず、食べ残し等を通じて、環境やリサイクルについて考えてみましょう。

食育コラム

ろすのん(ロゴマーク)



食品ロス削減国民運動（NO-FOODLOSS PROJECT）のキャラクター。

農林水産省では、食品ロス削減にフードチェーン全体で取り組んでいくため、官民が連携して食品ロス削減に向けた国民運動を展開しています。

▼施策の展開

(1) 地域における食育の実践

施策の内容	担当課
地域や家庭で望ましい食生活を推進するため、料理教室や情報誌等を通じて健康や食生活に関する情報を発信し、知識の普及を図ります。また、高齢者に対し、栄養・運動指導や配食サービス等を行い、健康維持や食の充実を図ります。 【関連する主な事業】 ・食生活改善推進事業 - 離乳食教室 - 幼児食育教室（わんぱくクッキング） - 親子料理教室 ・配食サービス事業	○健康管理課 ○生涯学習課 ○高齢者支援課

(2) 食育推進のための人材の育成支援

施策の内容	担当課
様々な機会において、地域の食育の推進が計画的かつ効果的に図られるようにするため、保健推進員や食育ボランティア等、食育に関わることでできる人材の育成を支援します。 【関連する主な事業】 ・市町村保健対策推進事業	○健康管理課 ○産業振興課

(3) 生産者や事業者との連携

施策の内容	担当課
特産品のブランド化や地元農水産物を使ったレシピコンテスト等を通じて、地元農水産物が地域の事業者を介して、より多く普及・消費されるよう取り組みます。 また、生産者や事業者との多様な連携により、食育を推進します。 【関連する主な事業】 ・商工業活性化支援事業 ・匠の逸品選定事業 ・事業者と市との包括連携協定に基づく取組	○産業振興課 ○関係各課

(4) 環境を意識した食生活の推進

施策の内容	担当課
食べ物がごみになる量を減らすため、啓発と情報提供を行います。 特に、買い過ぎや食べ残しによるごみを減らすため「ちば食べきりエコスタイル」を推奨し、一人ひとりのもったいない意識を高め、食品ロス削減に取り組めるようにします。 【関連する主な事業】 ・ちば食べきりエコスタイルの推進 ・「広報そうさ」への掲載 ・ホームページの充実	○環境生活課 ○産業振興課

3 学校等における食育の推進

▼現状と課題

食育を推進するに当たって、家庭・地域における食育の取組と同様に、学校等における取組も重要です。

アンケート調査によると、給食の時間が楽しいと感じる子どもは約9割となっているほか、自由記載では「給食を作ってくれた人に感謝したい」、「給食を食べ残さないようにしたい」など多くの意見が寄せられており、給食が子どもの「食」に対する関心や食習慣づくりに大きな役割を果たしていることがわかります。また、「食」のことを知るために、農業体験などの体験事業に参加したことがある子どもは約5割となっています。

給食を通じて食育を行うことや、農業体験等を通じて心身で食に接することは、「食」への興味や関心をより高めることにつながります。そのため、家庭や地域とも連携しながら、総合的に食育を推進することが必要です。

▼具体的な行動として...

- 食事のマナーやあいさつの習慣を身に付けましょう。
- 作物を育てる等、「食」に関する様々な体験をしてみましょう。
- 「そうさランチタイムス」等、情報を有効に活用してみましょう。
- 栄養を考えながら「食」を選択する力を身に付けましょう。

食育コラム

ランチタイムス

学校給食センターでは、給食への理解・関心を深めるため、毎月1回、給食に関する情報やレシピを掲載した「そうさランチタイムス」を発行しています。

▼施策の展開

(1) 学校給食を通じた食育の充実

施策の内容	担当課
学校給食センターでは、施設内見学、試食、講習等を通じて、園児、児童、生徒、保護者及び市民の学校給食や食育についての理解を深めます。 【関連する主な事業】 ・学校給食センターの見学 ・試食、講習等の実施	○学校教育課

(2) 農業体験・漁業体験の推進

施策の内容	担当課
各教科、領域における食育や体験の推進を図り、食に関する学習を通じて、実践的な態度を育てます。また、生産者や市民との共同体験授業等により、子どもの「食」と「農」に対する興味と関心を高めます。 【関連する主な事業】 ・特色のある学校づくり推進事業 ・地域人材の教育現場への活用 ・幼稚園や保育所での農業体験	○学校教育課 ○福祉課 ○産業振興課

(3) 開かれた給食の促進

施策の内容	担当課
栄養教諭、栄養士及び調理員による給食時間の講話等により、給食時間における食育の充実を図ります。その他、広報そうさや給食だより「そうさランチタイムス」等を通じて、「食」について興味・関心を持つ機会を増やします。 【関連する主な事業】 ・栄養教諭、栄養士及び調理員による給食時間の訪問 ・「広報そうさ」への掲載 ・給食だよりの発行	○学校教育課

(4) 教職員をサポートする体制の整備

施策の内容	担当課
食に関する研修等を通して、教職員や専門職の食育についての理解を促進し、資質の向上を図ります。また、地域で専門的知識を持っている市民の協力を得て、バラエティに富んだ授業を行えるようにします。 【関連する主な事業】 ・教職員研修事業 ・地域人材の教育現場への活用	○学校教育課

4 食文化や郷土料理の伝承

▼現状と課題

我が国には、正月のおせち料理、土用の丑の日のうなぎ、秋のお彼岸のおはぎ、大晦日の年越しそば等、季節や行事に伴った「食」があり、そのような「食」を摂ることで季節を感じることができます。また、郷土に根付いている「食」や食材を食べることは、郷土を感じさせるきっかけにもなります。

アンケート調査によると、食生活において実行していることについては、「地元産や旬の食材を取り入れた料理を作る」と回答した割合が約2割、「食」に関して本市に当てはまることについては、「食の文化や伝統や季節性を大事にしている」と回答した割合が約4割となっています。また、市の特産品である大浦ごぼう、落花煎餅、初夢（漬け）や、郷土料理の太巻き寿司については、約5割が「知っている」と回答しています。

一方、赤ピーマンなどが特産品であることの認知度が低くなっているほか、つみれ汁、棒もち（性学もち）、海草（海草を煮溶かし固めた料理）等、若い世代への伝承が課題となっている郷土料理も見られました。

このため、行事にちなんだ「食」や郷土料理の伝承を行い、特産品を取り入れた料理の普及を目指します。また、地元にちなんだ「食」を通じて、郷土への思いを深める取組が必要です。

▼具体的な行動として...

- 旬の食材を取り入れましょう。
- 年間を通じた行事食を作ってみましょう。
- 地元の特産品の良さを知りましょう。

食育アルバム



赤ピーマンと
赤ピーマンキャラクターあっぴいちゃん

匝瑳市で生産されている赤ピーマン。緑ピーマンを完熟させた赤ピーマンは、緑ピーマンより甘くてビタミンA、Eが豊富です。

匝瑳市特産品の赤ピーマンをPRするため、「あっぴいちゃん」が誕生しました。また、赤ピーマンを使用した調味料「オウホ de 赤ピーマン」は、本市の優れた商品として、匝瑳の逸品にも選ばれました。

▼施策の展開

(1) 季節の移り変わりを感ずる「食」の伝承

施策の内容	担当課
季節を取り入れた「食」を普及させることで、季節と食事の関係性や、日本食の豊かさを再認識するきっかけをつくります。 【関連する主な事業】 ・公民館まつり開催事業 ・「広報そうさ」への掲載 ・ホームページでの情報提供	○生涯学習課 ○産業振興課 ○関係各課

(2) 地元農水産物を活かした料理や郷土料理の普及と実習

施策の内容	担当課
地元農水産物を使ったレシピや郷土料理の普及を図ります。また、様々な媒体を通じた情報の提供と、料理教室等を通じた実習を行います。 【関連する主な事業】 ・生涯学習講座開催事業 ・匝瑳市農業振興会助成事業	○生涯学習課 ○産業振興課

(3) 匝瑳型食生活の実践

施策の内容	担当課
バランスのよい食生活のため、鮮度が良く栄養豊富な地元産農水産物を食事に取り入れたり、風土や食文化を活かした食生活が日々の食卓で実践できるよう取り組みます。 【関連する主な事業】 ・生涯学習講座開催事業 ・匝瑳市農業振興会助成事業 ・「広報そうさ」への掲載	○生涯学習課 ○産業振興課 ○関係各課

(4) 地元農水産物に関する情報の提供

施策の内容	担当課
農業まつり等のイベントの開催を通じて、市内産の農水産物を知る機会をつくります。また、本市の特産品や地場産品についてインターネット等を通じて幅広く情報発信を行います。 【関連する主な事業】 ・匝瑳市農業振興会助成事業 ・各種イベント事業 ・匝瑳の逸品選定事業	○産業振興課

5 「食」と健康に関する知識の普及

▼現状と課題

「食」は私たちの体を形づくるのに欠かせないものであり、心と体の健康に大きく影響するものです。ファストフードや加工食品、調理済み食品等、手軽に食品を食べることができる機会が増え、世の中の利便性の向上とともに食文化が多様化しており、栄養の偏りや偏食が問題となっています。

アンケート調査によると、自分自身の食事については、「つい好きなものだけを食べがちで、栄養バランスに偏りがある」と回答した割合が約4割、食育に関心がある理由として「生活習慣病の増加が問題になっているから」や、「食生活の乱れ（栄養バランスの崩れ、不規則な食事等）が問題になっているから」と回答した割合が高くなっているほか、食育を通して知りたいこととして「家族や自身の成長・健康維持に役立つ食事のとり方」と回答した割合が約6割となっていることがわかります。

朝食をきちんと食べ、生活のリズムをつくることは、健康的な生活習慣に繋がります。アンケート結果から、成人と子どもは8割以上の方が朝食をとっている一方で、朝食で副菜を食べる人の割合は成人で5割にとどまっています。

市民一人ひとりが食に関する関心を高め、安全で健康的な食事についての正しい知識と選択する力を身に付け、自ら実践できることが必要です。

▼具体的な行動として...

- 朝食をきちんと食べ、生活リズムを整えましょう。
- バランスのよい食事を心がけましょう。
- 「食」や健康に関する正しい知識を身に付け、健康づくりに役立てましょう。
- 食品の安全性に関する情報を積極的に集め、選択する力を持ちましょう。

食育コラム

学校給食センター見学

食育は、教育及び保育の一環として位置づけられています。

学校給食センターでは、2階から調理場を見学し、給食が作られる様子や工程を学習することができるほか、給食試食や講習を通じ、食育の学習施設として活用されています。



▼施策の展開

(1) 規則正しい生活リズムやバランスのとれた「食」の推進

施策の内容	担当課
市民一人ひとりが健全な食生活を実践するため、日々の食生活をチェックすることができる「食事バランスガイド」等を活用し、食生活の乱れを防ぎ、規則正しく食べることができるよう支援します。 【関連する主な事業】 ・食生活改善推進事業	○健康管理課 ○産業振興課

(2) 健康管理のための「食」の推進

施策の内容	担当課
「食」と健康が密接な関係にあることを周知するとともに、生活習慣病等を予防するため、「食」から始める健康づくりが実践できるよう取り組みます。 【関連する主な事業】 ・生涯学習講座開催事業 ・母子保健事業 ・成人保健事業 ・歯科保健事業 ・食生活改善推進事業 ・健康マイレージ ・市町村保健対策推進事業	○生涯学習課 ○健康管理課 ○高齢者支援課 ○学校教育課

(3) 食品の安全性や栄養に関する情報の提供

施策の内容	担当課
食品の安全性について周知するために、様々な媒体を通じて情報提供を行います。また、即時性の高い情報についても対応できるよう環境整備に取り組みます。 【関連する主な事業】 ・「広報そうさ」への掲載 ・ホームページの充実	○関係各課

食育コラム

健康マイレージ

健康マイレージは、健康づくりに取り組む市民を応援しています。

健康目標への取組等をポイント化しており、ポイント付与対象の項目のうち、「生活習慣病予防のための料理教室に参加する」は、食育と関係しています。



食育コラム

食育ピクトグラム 食育マーク

食育の取組を子どもから大人まで誰にでもわかりやすく発信するため、農林水産省が作成したマークとピクトグラム。

食育マークは、食育ピクトグラムを広く普及・啓発するため、「12.食育を推進しよう」を活用したデザインとなっています。



食育マーク

食育アルバム



さつまいもの収穫体験



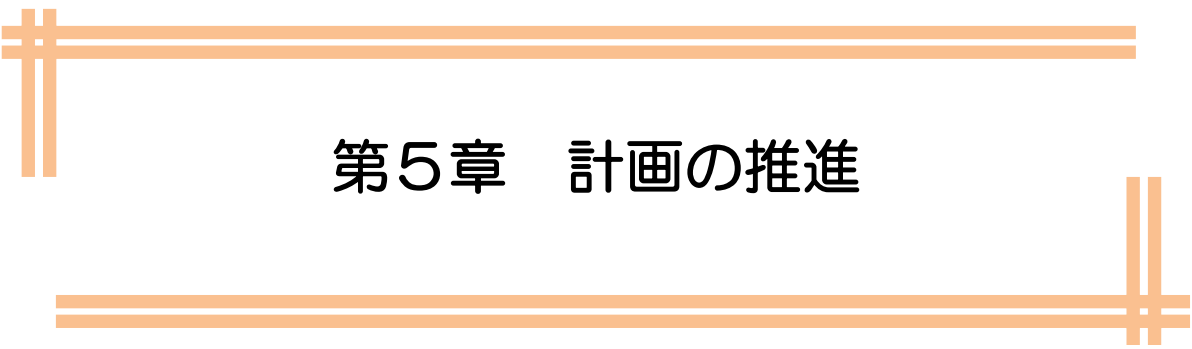
もちつき体験

生産から消費のプロセスを知ることのできる体験活動。体験を通して、「食」に対する感謝の気持ちや理解が進みます。

本市では、農業体験や加工・料理体験などの活動を推進するとともに、農林水産業や地産地消の重要性の啓発を図っています。



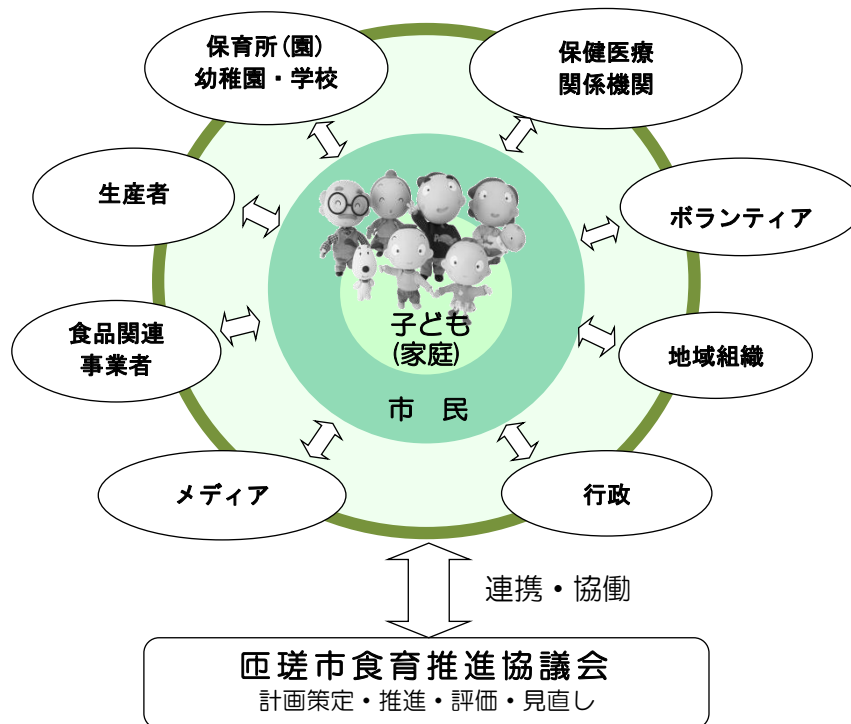
匝瑳市産の農産物



第5章 計画の推進

1 推進体制について

食育は幅広い分野に関わるため、各施策を推進していくためには、多様な関係者が一体となって取り組んでいくことが必要です。そのため、子どもや家庭を中心にして、保育所（園）、幼稚園、学校、生産者等、食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携・協働して、本計画の推進に取り組んでいきます。



2 計画の進行管理と評価

本計画の施策を効果的に推進していくため、アンケート調査等により達成状況を把握した上で、匝瑳市食育推進協議会において、その効果等を評価し、定期的に検証します。

また、その結果を公表するとともに、これを踏まえた施策の見直しと改善に努めます。

本計画は、食育基本法の基本理念と方向性に従い、策定時点での諸情勢を踏まえて策定したのですが、国内外の社会経済情勢とともに、今後の食育をめぐる諸情勢も大きく変化することが考えられ、目標の達成状況や施策の推進状況等によって、見直しの必要が生じることもあります。

このため、本計画では、計画期間終了前であっても、必要に応じて見直しを検討する等、柔軟に対応していきます。

3 第2次匝瑳市食育推進計画の数値目標の達成状況

平成29年3月に策定した第2次匝瑳市食育推進計画に掲げた目標値の達成状況です。

基本施策	項目	現状値 (平成28年度)	目標値 (令和3年度)	実績値 (令和3年度)	担当課
1 地産地消の 推進	食生活において、「地元産や旬の食材を取り入れた料理をつくる」ことを実行している市民の割合(※)	31.0%	35.0%	24.6%	産業振興課
	地元農水産物を使った料理レシピの提供	1回/年	5回/年	11回/年	産業振興課 関係各課
	給食施設での地元農水産物の利用促進	32品目/年	35品目/年	24品目/年	福祉課 学校教育課 市民病院
	家庭菜園や果物狩り等、農漁業に触れる市民の割合(※)	25.5%	40.0%	22.8%	産業振興課
2 家庭・地域に おける食育 の推進	食育に興味を持っている市民の割合(「関心がある+どちらかといえば関心がある」)	61.1%	90.0%	59.1%	産業振興課 学校教育課 健康管理課
	食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合(※)	42.3%	50.0%	57.3%	環境生活課 産業振興課
3 学校等に おける 食育の推進	農業体験や料理教室など、食育のテーマを取り入れた授業・学習	各校4回/年	各校6回/年	各校6回/年	学校教育課
4 食文化や 郷土料理の 伝承	郷土料理や地元農水産物を使った料理教室の開催	9回/年	12回/年	12回/年	生涯学習課
	市の郷土料理や特産品を「知っている」市民の割合(※)	各品 21~72%	全ての品を 40%以上 にする	各品 31.5~61%	産業振興課
	匝瑳市では、食の文化や伝統、季節性などを大事にしていると思う市民の割合(※)	31.8%	増加	36.4%	産業振興課
5 「食」と健康 に関する 知識の普及	自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合(※)	30.5%	減少	38.2%	産業振興課 健康管理課
	食の安全性に不安を感じている市民の割合(※)	75.4%	減少	81.6%	産業振興課

	朝食で副菜を食べる人の割合（※）	43.9% （成人） 33.9% （小中学生）	50.0% （成人） 40.0% （小中学生）	49.3% （成人） 43.4% （小中学生）	産業振興課 学校教育課 健康管理課
	「食事バランスガイドの見方を知っている」市民の割合（※）	26.8%	増加	15.6%	産業振興課 健康管理課

（※）「匠瑳市食育推進計画策定のための調査結果報告書」における項目

4 数値目標

食育を市民運動として推進するためには、多くの関係者の理解のもとに、共通の目標を掲げ、その達成に向かって協力して取り組むとともに、その成果を客観的に把握することが重要です。

このため、次の目標値を設定し、食育の取組を評価していきます。

基本施策	項目	現状値 （令和3年度）	目標値 （令和8年度）	担当課
1 地産地消の 推進	地元農水産物を意識して購入する市民の割合（※）	新設	80.0%	産業振興課
	食生活において、「地元産や旬の食材を取り入れた料理をつくる」ことを実行している市民の割合（※）	31.0%	35.0%	産業振興課
	給食施設での地元農水産物の利用促進	24 品目／年	26 品目／年	福祉課 学校教育課 市民病院
	家庭菜園や果物狩り等、農漁業に触れる市民の割合（※）	22.8%	40.0%	産業振興課
2 家庭・地域に おける食育 の推進	食育に興味を持っている市民の割合 （「関心がある＋どちらかといえば関心がある」）	59.1%	90.0%	産業振興課 学校教育課 健康管理課
	食べ残しや廃棄を減らす努力をしている市民の割合（※）	57.3%	80.0%	環境生活課 産業振興課
3 学校等における 食育の推進	農業体験や料理教室など、食育のテーマを取り入れた授業・学習	78 回／年	80 回／年	学校教育課 産業振興課
4 食文化や郷土料理の 伝承	郷土料理や地元農水産物を使った料理教室の開催	12 回／年	12 回／年	産業振興課 生涯学習課
	匠瑳市の郷土料理や特産品を「知っている」市民の割合（※）	各品 31.5～61%	全ての品を 40%以上にする	産業振興課
	匠瑳市では、食の文化や伝統、季節性などを大事にしていると思う市民の割合（※）	36.4%	増加	産業振興課

5 「食」と健康 に関する 知識の普及	自分の食事が栄養バランスに偏りがあると不安に思っている市民の割合（※）	38.2%	減少	産業振興課 健康管理課
	食の安全性に不安を感じている市民の割合（「不安を感じている＋多少は不安を感じている」）（※）	81.6%	減少	産業振興課
	朝食で副菜を食べる市民の割合（※）	49.3% （成人） 43.4% （小中学生）	50.0% 45.0%	産業振興課 学校教育課 健康管理課
	ゆっくりよくかんで食べる市民の割合	52.1%	55.0%	産業振興課 健康管理課

（※）「匠瑛市食育推進計画策定のための調査結果報告書」における項目



資料編

1 匝瑳市食育推進協議会

1 匝瑳市食育推進協議会規則

平成23年3月25日

匝瑳市規則第21号

(設置)

第1条 市は、食育基本法(平成17年法律第63号)第2条から第9条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとった食育の総合的かつ計画的な推進について協議するため、匝瑳市食育推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、基本理念にのっとった食育について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、食育に関して知識と経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、特定の地位又は職により、市長が委嘱し、又は任命した委員の任期は、当該特定の地位又は職にある期間とする。

(会長等)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置き、委員の中から互選する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要と認めるときに招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料を提出させ、又は会議に出席させ、その意見若しくは説明を求めることができる。

(専門部会)

第8条 会長は、第2条に規定する協議に関し専門的な事項を調査研究させるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、市職員のうちから市長が会長と協議して任命する。この場合において、当該部会員が市長以外の任命権者に属する職員の場合は、市長は当該任命権者と協議するものとする。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は部会員の互選により定める。

4 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した者がその職務を代理する。

5 第6条及び前条の規定は、専門部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「会長」とあるのは「専門部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、産業振興課において処理する。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 匝瑳市食育推進協議会委員名簿

◎会長 ○副会長

	所 属	氏 名
1	匝瑳市校長会	◎ 角田 直彦
2	一般社団法人 旭匝瑳医師会	福島 俊之
3	匝瑳市PTA連絡協議会	久保田 愛美
4	匝瑳市保健推進員会	鎌形 春枝
5	匝瑳市農業振興会朝市組合	○ 大木 万智子
6	八日市場ふるさと交流協会	椎名 和子
7	匝瑳市商工会女性部	片岡 裕子
8	匝瑳市商工会青年部	片岡 大輔
9	千葉県海匝農業事務所 企画振興課	木内 三男
10	ちばみどり農業協同組合 営農センターそうさ	依知川 和子
11	匝瑳市 健康管理課	小川 豊
12	匝瑳市 学校教育課	矢澤 敏和
13	匝瑳市 産業振興課	武田 英樹

(敬称略)

任期：令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

2 食育基本法の概要

1 目的

国民が健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進し、施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的とする。

2 関係者の責務

- (1) 食育の推進について、国、地方公共団体、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、国民等の責務を定める。
- (2) 政府は、毎年、食育の推進に関して講じた施策に関し、国会に報告書を提出する。

3 食育推進基本計画等

- (1) 食育推進会議は、以下の事項について食育推進基本計画を作成する。
 - ① 食育の推進に関する施策についての基本的な方針
 - ② 食育の推進の目標に関する事項
 - ③ 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項
 - ④ 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- (2) 都道府県は都道府県食育推進計画、市町村は市町村食育推進計画を作成するよう努める。

4 基本的施策

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食生活の改善のための取組の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

5 食育推進会議

- (1) 農林水産省に食育推進会議を置き、会長（農林水産大臣）及び委員（関係大臣、有識者）25名以内で組織する。
- (2) 都道府県に都道府県食育推進会議、市町村に市町村食育推進会議を置くことができる。

3 第4次食育推進基本計画の概要

1 計画期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

2 重点事項

- (1) 生涯を通じた心身の健康を支える食育の推進
 - (2) 持続可能な食を支える食育の推進
 - (3) 「新たな日常」やデジタル化に対応した食育の推進
- これらをSDGsの観点から相互に連携して総合的に推進

3 関連する主な取組方針

- (1) 子供の基本的な生活習慣の形成
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 健康寿命の延伸につながる食育の推進
- (4) 貧困等の状況にある子供に対する食育の推進
- (5) 食と環境の調和
- (6) 農林水産業や農山漁村を支える多様な主体とのつながりの深化
- (7) 日本の伝統的な和食文化の保護・継承
- (8) 新しい広がりを出創するデジタル化に対応した食育を推進
- (9) 食に関する意識を高めることにつながるよう食育を推進
- (10) 「全国食育推進ネットワーク」を活用し、最新の食育活動や知見を食育関係者間で情報共有

4 食育推進の目標に関する事項（令和7年度までの達成を目指すもの）

- (1) 食育に関心を持っている国民の割合の増加（83.2%→90%以上）
- (2) 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる「共食」の回数の増加
（週9.6回→11回以上[朝食＋夕食]）
- (3) 地域等で共食したいと思う人が共食する割合の増加（70.7%→75%以上）
- (4) 朝食を欠食する子供の割合の減少（4.6%→0%）
- (5) 朝食を欠食する若い世代の割合の減少（21.5%→15%以下）
- (6) 栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の平均取組回数の増加
（月9.1回→月12回以上）
- (7) 学校給食における地場産物を使用する割合の増加（現状値なし→90%以上）
- (8) 学校給食における国産食材を使用する割合の増加（現状値なし→90%以上）
- (9) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている国民の割合の増加（36.4%→50%以上）
- (10) 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている

若い世代の割合の増加（27.4%→40%以上）

- (11) 1日当たりの食塩摂取量の平均値の減少（10.1 g→8 g以下）
- (12) 1日当たりの野菜摂取量の平均値の増加（280.5 g→350 g以上）
- (13) 1日当たりの果物摂取量 100 g 未満の国民の割合の減少（61.6%→30%以下）
- (14) 生活習慣病の予防や改善のために、ふだんから適正体重の維持や減塩等に気をつけた食生活を実践する国民の割合の増加（64.3%→75%以上）
- (15) ゆっくりよく噛んで食べる国民の割合の増加（47.3%→55%以上）
- (16) 食育の推進に関わるボランティアの数の増加（36.2 万人→37 万人以上）
- (17) 農林漁業体験を経験した国民の割合の増加（65.7%→70%以上）
- (18) 産地や生産者を意識して農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の増加（73.5%→80%以上）
- (19) 環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶ国民の割合の増加（67.1%→75%以上）
- (20) 食品ロス削減のために何らかの行動をしている国民の割合の増加（76.5%→80%以上）
- (21) 地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承し、伝えている国民の割合の増加（50.4%→55%以上）
- (22) 郷土料理や伝統料理を月 1 回以上食べている国民の割合の増加（44.6%→50%以上）
- (23) 食品の安全性に関する基礎的な知識を持ち、自ら判断する国民の割合の増加（75.2%→80%以上）
- (24) 推進計画を作成・実施している市町村の割合の増加（87.5%→100%）

5 推進する内容

- (1) 家庭における食育の推進
- (2) 学校、保育所等における食育の推進
- (3) 地域における食育の推進
- (4) 食育推進運動の展開
- (5) 生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
- (6) 食文化の継承のための活動への支援等
- (7) 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進

6 施策の推進に必要な事項

- (1) 多様な関係者の連携・協働の強化
- (2) 地方公共団体による推進計画の作成等とこれに基づく施策の促進

4 第4次千葉県食育推進計画の概要

1 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

2 キャッチフレーズ

「ちばの恵み」で まんてん笑顔

3 基本目標

「ちばの恵み」を取り入れたバランスのよい食生活の実践による生涯健康で心豊かな人づくり

4 施策の方向

- (1) ライフステージに対応した食育の推進
- (2) 生産から消費まで食のつながりを意識した食育の推進
- (3) ちばの食育を進める環境づくり

5 施策の展開

- (1) 家庭における望ましい食習慣の実践に向けた取組
- (2) 保育所・幼稚園等における食育の推進
- (3) 学校における食育の指導体制と指導内容の充実
- (4) 学校給食を活用した食育の充実と地場産品の活用の推進
- (5) 食育を通じた健康状態の改善等の推進
- (6) 生活習慣病の予防や健康づくりのための食育の推進
- (7) 次世代を育むための食育の推進
- (8) 低栄養傾向を予防するための食育の推進
- (9) 魅力発信と地産地消の推進
- (10) 生産者と消費者の交流の促進
- (11) 食文化の普及と継承
- (12) 食と環境の調和や、災害時を意識した取組の推進
- (13) 食育を進める人材の確保
- (14) 多様な関係者の連携強化
- (15) 地域における取組の強化
- (16) 食に関する情報の提供
- (17) デジタルツールを活用した食育情報の発信

5 SDGs（持続可能な開発目標）について

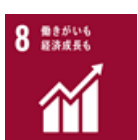
1 SDGsとは

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、日本でも積極的に取り組んでいます。

2 17のゴールについて

	1.貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。		2.飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食糧安全保障および影響改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	3.すべての人に保健と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。		4.質の高い教育をみんなに すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
	5.ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女子のエンパワーメントを行う。		6.安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
	7.エネルギーをみんなに、そしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な現代的エネルギーへのアクセスを確保する。		8.働きがいも経済成長も 包括的かつ持続可能な経済成長、およびすべての人々の完全かつ生産的な雇用とディーセント・ワーク（適切な雇用）を促進する。
	9.産業と技術革新の基盤をつくろう レジリエントなインフラ構築、包括的かつ持続可能な産業化の促進、およびイノベーションの拡大を図る。		10.人や国の不平等をなくそう 各国内および各国間の不平等を是正する。

	11.住み続けられるまちづくりを 包括的で安全かつレジリエントで 持続可能な都市および人間居住を 実現する。		12.つくる責任つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保す る。
	13.気候変動に具体的な対策を 気候変動およびその影響を軽減す るための緊急対策を講じる。		14.海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のための海洋資源 を保全し、持続的に利用する。
	15.陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護・回復・持続可能 な利用の推進、森林の持続可能な管 理、砂漠化への対処、ならびに土地 の劣化の阻止・防止および生物多様 性の損失の阻止を促進する。		16.平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包 括的な社会の促進、すべての人々へ の司法へのアクセス提供、およびあ らゆるレベルにおいて効果的で説明 責任のある包括的な制度の構築を 図る。
	17.パートナーシップで目標を達 成しよう 持続可能な開発のための実施手段 の強化し、グローバル・パートナ リシップを活性化する。		

3 参考ホームページ

- ・内閣府「自治体 SDGs・地方創生 SDGs 官民連携プラットフォーム・環境未来都市構想」

<http://future-city.jp/>

- ・国際連合広報センター「持続可能な開発目標（SDGs）-2030 アジェンダ」

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

- ・国際連合広報センター「SDGs のポスター・ロゴ・アイコンおよびガイドライン」

https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/

第3次匝瑳市食育推進計画

発行日：令和 4年 3月

発行：千葉県匝瑳市

〒289-2198

千葉県匝瑳市八日市場ハ793 番地 2

編集：匝瑳市産業振興課

TEL：0479-73-0089

URL：<https://www.city.sosa.lg.jp/>



第3次匝瑳市食育推進計画